

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

(職員厚生課)

一

告示

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示の一部改正

(職員厚生課)

二

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める金額の指定に関する告示の一部改正

(同)

三

訓令

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

(職員厚生課)

三

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (ときは翌日)

平成二十九年四月一日

号外(三) 平成二十九年 四月 一日

規則

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十一号

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

岐阜県職員被服貸与規則(昭和四十六年岐阜県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表中八の項を削り、七の項を八の項とし、六の項を七の項とし、五の項の次に次のように加える。

六 環境生活 部環境企画 課	1 自然公園及び 鳥獣保護に 関する業務 を担当する 職員	作業服(上・ 下)	一着	三年
----------------------	---	--------------	----	----

別表中五十五の項を五十八の項とし、三十八の項から五十四の項までを三項ずつ繰り下げ、三十七の項を削り、三十六の項を四十の項とし、三十五の項を三十八の項とし、同項の次に次のように加える。

三十九 国際 たくみアカ デミー及び 木工芸術ス	1 職業訓練指導 員	指導員服(上・ 下)	夏用・冬 用各一着	一年
		安全靴	一足	二年
				職業訓練

クルール	防寒服				
	一着	三年			
	指導業務に従事する職員に限る。	建築科、訓練第一課、訓練第二課及び訓練課の職員に限る。			
二十七 図書館	1 カウンター業務に従事する職員	電磁波防止工ブロン	一着	一年	
二十八 博物館	1 展示用資料・標本の収集整理及び製作の業務に従事する職員	予防衣	一着	三年	
二十九 文化財保護センター	1 発掘調査業務に従事する職員	作業服(上・下)	夏用・冬用各一着(新規採用又は異動による職種変更の年に限り各着)	二年(新規採用又は異動による職種変更の年に限り四年)	

別表中三十四の項を三十七の項とし、二十八の項から三十三の項までを三項ずつ繰り下げ、同表二十七の項第三号中「西濃保健所」の下に「可茂保健所」を加え、「(下呂センターを含む)」を削り、同項を同表三十の項とし、同表二十六の項の次に次のように加える。

<p>岐阜県告示第百八十六号 岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の第二項及び第五条の第三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示(平成四年岐阜県告示第百三十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>改正後の規定は、平成二十九年四月一日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日以前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。</p> <p>平成二十九年四月一日 岐阜県知事 古田 肇</p> <p>表を次のように改める。</p>		<p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附則</p> <table border="1"> <tr> <td>2 発掘現場の監督に従事する職員及び整理業務に従事する職員</td> <td>作業服(上・下) 夏用・冬用各一着</td> <td>一着</td> <td>三年</td> </tr> </table>	2 発掘現場の監督に従事する職員及び整理業務に従事する職員	作業服(上・下) 夏用・冬用各一着	一着	三年										
2 発掘現場の監督に従事する職員及び整理業務に従事する職員	作業服(上・下) 夏用・冬用各一着	一着	三年													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢階層</th> <th>最低限度額</th> <th>最高限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二十歳未満</td> <td>四、七五二円</td> <td>一三、二八七円</td> </tr> <tr> <td>二十歳以上二十五歳未満</td> <td>五、三三三円</td> <td>一三、二八七円</td> </tr> <tr> <td>二十五歳以上三十歳未満</td> <td>五、八九四円</td> <td>一三、九五八円</td> </tr> <tr> <td>三十歳以上三十五歳未満</td> <td>六、二三三円</td> <td>一六、四五六円</td> </tr> </tbody> </table>	年齢階層	最低限度額	最高限度額	二十歳未満	四、七五二円	一三、二八七円	二十歳以上二十五歳未満	五、三三三円	一三、二八七円	二十五歳以上三十歳未満	五、八九四円	一三、九五八円	三十歳以上三十五歳未満	六、二三三円	一六、四五六円	<p>告示</p> <p>二示</p>
年齢階層	最低限度額	最高限度額														
二十歳未満	四、七五二円	一三、二八七円														
二十歳以上二十五歳未満	五、三三三円	一三、二八七円														
二十五歳以上三十歳未満	五、八九四円	一三、九五八円														
三十歳以上三十五歳未満	六、二三三円	一六、四五六円														

三十五歳以上四十歳未満	六、六五四円	一九、一五七円
四十歳以上四十五歳未満	六、八九三円	二二、二七九円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇三一円	二四、二六九円
五十歳以上五十五歳未満	六、七九二円	二五、六三〇円
五十五歳以上六十歳未満	六、一九一円	二四、九七六円
六十歳以上六十五歳未満	五、〇〇九円	二〇、二九七円
六十五歳以上七十歳未満	三、九二〇円	一五、五五八円
七十歳以上	三、九二〇円	一三、二八七円

岐阜県告示第百八十七号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める金額の指定に関する告示（平成八年岐阜県告示第百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

表常時介護を要する状態の項中「十万四千九百五十円」を「十万五千百三十円」に、「五万七千三十円」を「五万七千百十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千四百八十円」を「五万二千五百七十円」に、「二万八千五百二十円」を「二万八千五百六十円」に改める。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第五号

庁中一般
各現地機関

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員安全衛生管理規程（昭和五十三年岐阜県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「県事務所長」の下に「、図書館長」を加え、同条第四号中「技術に関する事務を掌理する健康福祉部次長（技術に関する事務を掌理する健康福祉部次長が産業医の資格を有しない）」を「産業医資格を有する健康福祉部の職員のうちから知事が指名する者（健康福祉部に当該資格を有する職員がいない）」に、「有する者」を「有する職員」に、「他の保健所長」を「職員」に改める。

第六条中「前条各号」を「次の各号」に、「次の」を「当該」に改め、同条第五号中「技術に関する事務を掌理する健康福祉部次長の職にある」を「産業医資格を有する健康福祉部の職員のうちから知事が指名する」に改める。

別表第一総括安全衛生管理者が直接所管する所属の部中「現地機関（）」の下に「図書館」を加え、同表地区安全衛生管理者が所管する所属の部県事務所長が所管する所属の項の次に次のように加える。

図書館長が所管する所属

図書館

別表第二技術に関する事務を掌理する健康福祉部次長の項中「技術に関する事務を掌理する健康福祉部次長」を「産業医資格を有する健康福祉部の職員のうちから知事が指名する者」に改め、同表希望が丘こども医療福祉センター所長の項中「所属」の下に「（希望が丘こども医療福祉センターを除く）」を加え、同表その他知事が必要と認める健康管理医の項中「限る。」の下に「、図書館、保健所及び希望が丘こども医療福祉センター」を加える。

別表第三定期健康診断の部一般定期健康診断の項、特殊健康診断の部及び海外派遣職員の健康診断の部中「胸部エックス線（間接）検査」を「胸部エックス線検査」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社